

学生団体の課外活動の制限について

2021年10月6日更新

理事（学生・国際担当）

課外活動に関連して、以下のような感染例が発生しています。

- ・屋外等、3密でない状況での感染
- ・課外活動後の円になっての会話や飲食による感染
- ・発熱等の体調不良者の参加による感染

不適切な行動による課外活動関連のクラスター発生は、課外活動への社会的な批判にもつながります。感染力の強い変異株の拡大も踏まえ、より一層の注意を払って活動してください。

県内及び全国的な新型コロナウイルス感染者の動向に鑑み、課外活動の制限について**10月6日（水）**より次のとおり変更する。

なお、病院実習等がある医学部、歯学部、薬学部の学生、病院業務、臨床研究等がある医歯薬学総合研究科、TMGHの大学院生、乗船実習がある水産学部の学生ならびに乗船研究がある水産・環境科学総合研究科の大学院生、教育実習や実技指導がある教育学部の学生、教育学研究科の大学院生のサークル活動への参加については所属部局の指示に従い、不明な点については各部局の窓口にお問い合わせください。また、本学の学生団体に所属する学外者（他大学生等）は、本制限に加え、所属する組織の指示に従うこと。

◎今回の主な改正点

- 県内団体・者との活動を認める（合同練習・練習試合等）
- 県外団体・者との活動については、許可願により学生担当理事の許可を得ることにより可能とする。

ただし、申請にあたっては参加者全員が新型コロナウイルスワクチン接種を2回終了していることを原則とする。未接種者が参加する場合は、開催の72時間以内にPCR検査または抗原検査により陰性を確認すること。

（1）課外活動の制限について

- ・ 屋内、屋外を問わず、それぞれの活動に応じた感染対策を徹底するとともに、各競技団体等が出している新型コロナウイルス感染症対策についてのガイドラインを遵守すること。

(2) 原則禁止とすること

- ① いわゆる3密（密閉、密集、密接）となる活動は原則禁止。
- ② 過去2週間以内に、制限地域ならびに海外への移動を行った者が活動に参加することは禁止（オンラインでの打合せなど、他人との接触が無い活動は可能）。
- ③ 制限地域ならびに海外での活動は禁止する。
- ④ 制限地域ならびに海外からの来訪者に会った学生は、以後2週間の参加を禁止する。
- ⑤ 指導者に関しては、毎回、発熱等の体調の確認を行い「学外指導者チェック票」を提出するとともに、マスク着用、咳エチケット、手洗いマナーを遵守すること。
- ⑥ **県外者**との対面での活動（合同練習、対外試合等）は原則禁止する。
- ⑦ 対面授業が実施されていない大学やサークル活動が禁止されている大学に所属する部員の参加は禁止する^{※1)}。
^{※1)} 上記に該当しない学外者については、正規サークルメンバーとして登録されている者に限り、健康管理等を学内者同様に行うことにより、学内者と同等に扱う。ただし、学外者の参加は他大学生のみに限定する（高校生、社会人等は不可）。
- ⑧ **県外者**が参加する学生団体主催のイベントの開催は原則禁止する。
- ⑨ 宿泊を伴う活動は原則禁止する。

(3) イベント開催・大会参加に関する許可申請

県内・県外に関係なく**県外**団体との合同練習、対外試合、**県外者**が参加する練習・イベント、宿泊を伴う活動を対面で実施する場合には、個別に「許可願 兼 誓約書」等の必要書類を提出し、学生担当理事の許可を得ること。^{※2)}

ただし、申請にあたっては参加者全員が新型コロナウイルスワクチン接種を2回終了していることを原則とする。未接種者が参加する場合は、開催の72時間以内にPCR検査または抗原検査により陰性を確認すること。

なお、各競技協会等の招聘により強化選手等として練習・大会等に参加する場合は、招聘状・選手指定書及び各協議協会等の感染防止策を記した書類等の確認により許可する。

いずれの場合も、制限地域で実施されるものについては、許可を受けた後所属部局の長に「学生の行動制限について」にある「制限地域への移動許可願」を提出し、許可を受けるとともに、帰崎後は「登学許可願」を提出すること。

また、申請〆切は以下のとおりとし、〆切を過ぎたものについては受理しないとともに、提出後健康管理システムの利用に不備がある参加者がいた場合には許可を取り消す。大会参加の申込〆切がある場合は、〆切日を基準とすること。

申請〆切……開催（申込〆切）日の3週間前

※²⁾ 十分な感染防御対策が行われている環境下で行う学外者との対面での打合せ等については、申請不要とする。

(4) 活動の際に徹底すべきこと

サークル活動を行う場合は当該サークル主将または副主将など団体を代表する者の責任において、以下を徹底すること。

- ① 学生の参加については、「学生の行動制限について」の遵守を前提とする。
- ② 部員が「リスク管理のために不参加」と決断できるように配慮をすること。
- ③ 学内者については、長崎大学健康管理システムの使用を徹底すること。学外者については、長崎大学健康管理システムに準じた健康状態確認シートの記載を徹底すること。
- ④ 活動の際は、参加者の体調を長崎大学健康管理システム（学内者）または健康状態確認シート（学外者）により確認すること。
- ⑤ 可能な限り、陽性者との接触確認アプリ COCOA（COVID-19 Contact Confirming Application）をダウンロードし作動させること。
- ⑥ 接触または接近（2m 以内）が生じる活動は極力避けること。実施する場合には、各競技団体等が出している新型コロナウイルス感染症対策についてのガイドラインを遵守すること。
- ⑦ 発声・楽器の演奏を伴う活動については、「音楽演奏に関するソーシャルディスタンス指針」を遵守すること。なお、騒音の問題があるため、屋外での楽器演奏は禁止する。
- ⑧ 活動時を含めマスク着用、咳エチケット、手洗いマナーなど感染症防御に関わる指示を遵守すること。なお熱中症への対策から、密とならない状況ではマスクを外して構わないが、会話は厳に慎むこと。
- ⑨ 部員自身やその家族等に風邪症状等の体調不良が見られる場合には、見学も含めサークル活動に参加させないこと。
- ⑩ 学内施設の使用予約については当面の間、学生支援課が調整を行い、利用時間や使用人数などの条件を付けての使用を許可する。
- ⑪ 学内施設利用時においては、「課外活動事前チェック表（当日）」、「参加者名簿」の提出、及び参加者全員分の「健康状態確認シート」（学内者は健康管理システムから PDF 出力、学外者は学外者用エクセルシートを利用）の確認（書面または画面上でのチェック）を必須とし、健康管理に不備がある者の利用は認めない（自主練習等でも要提出）。
- ⑫ 施設使用の前後に、手に触れる箇所の消毒を行うこと。
- ⑬ 屋内施設を利用する際には、最低 2 ヶ所の窓等を開け換気すること。騒音等の問題により難しい場合は、30 分に 1 回、5 分以上の換気を行うこと。
- ⑭ 活動終了後は速やかに帰宅し、ミーティング等はオンラインを積極的に利用すること。

- ⑮ 集合・帰宅時にも密にならないようにするなどの注意喚起を行う。
- ⑯ 会食等については、「学生の行動制限について」に準ずる。
- ⑰ 飲料ボトル、コップ、タオル等は共用しない。
- ⑱ 部室、更衣室、シャワー等の利用においては、手洗い・うがい・換気を徹底のうえ、密にならないよう十分注意すること。
- ⑲ 活動の前後、帰宅後の手洗い・うがいの励行等に努めること。
- ⑳ 学外施設（スポーツジム、その他運動施設等）を利用する際には、感染対策（施設の消毒、換気、3密対策）が実施されている施設を選択し、各自での感染対策にも十分注意すること。
- ㉑ 学外施設で活動する場合は、本ルールの厳守に加え各施設のルールを遵守すること。

※ これまでの通知発出歴

- ①2020年6月5日通知、②2020年6月25日更新、③2020年7月10日更新、
- ④2020年7月15日更新、⑤2020年8月5日更新、⑥2020年10月7日更新、
- ⑦2020年10月22日更新、⑧2020年12月9日更新、⑨2020年12月21日更新、
- ⑩2020年12月25日更新、⑪2021年1月13日更新、⑫2021年2月9日更新、
- ⑬2021年2月22日更新、⑭2021年3月4日更新、⑮2021年3月24日更新、
- ⑯2021年3月31日更新、⑰2021年4月14日更新、⑱2021年4月19日更新、
- ⑲2021年4月20日更新、⑳2021年4月27日更新、㉑2021年5月12日更新、
- ㉒2021年6月1日更新、㉓2021年6月16日更新、㉔2021年6月23日更新、
- ㉕2021年7月14日更新、㉖2021年8月3日更新、㉗2021年8月11日更新、
- ㉘2021年8月20日更新、㉙2021年8月27日更新、㉚2021年9月14日更新